

令和元年12月20日

総務大臣 高市早苗 殿

公益社団法人東京青年会議所 理事長 塩澤正徳
公正・平等な選挙改革にとりくむプロジェクト 事務局長 城倉 啓
一般社団法人日本若者協議会 代表理事 室橋祐貴
早稲田大学マニフェスト研究所 事務局長 中村 健

要望書

私たちは現行の公職選挙法改正の要望の申し立ての為、ここに文書を提出致します。

1. 公職選挙法改正要望の案

- ① 選挙期間中全候補者の出席を義務付けた公営公開討論会開催を要望します。
- ② 選挙運動期間の規定撤廃で公示日前の選挙運動を解禁し、選挙期間中における第三者による立会演説会および公開討論会開催禁止の撤廃を要望します。
(公職選挙法第129条の削除、第164の3の削除)
(過去に削除された条番 公職選挙法第153条<公開討論会>、第154条<公開討論会の開催>、第155条<任意制公営立会演説会>の復活)
- ③ 選挙運動の年齢制限の撤廃を要望します。
(公職選挙法第137条の2の削除及び罰則規定である第239条1の削除)

2. 要望の背景

私たちは国民が政策本位で候補者を選択できるように候補者の情報を得られる場の提供を目指して公開討論会を開催しています。しかし、選挙における政党間の争点が分かりづらい印象を国民の多くが持っています。その理由は現行公職選挙法による多くの制限があるためと考えています。また、令和元年6月30日に開催した公開討論会では、ご登壇頂いた7政党の各党代表登壇者の皆さまにも「公営の公開討論会の復活再開で国民に政策の争点を訴える機会を設ける事の必要性」から公職選挙法改正に賛同を頂きました。

3. 現行公職選挙法による制限

選挙公示前の「事前選挙運動」の禁止により、非常に限られた時間の中での選挙運動となります。例えば、都道府県議会選挙や政令指定都市議会選挙の期間は9日間です。また市議会選挙は7日間となります。この限られた選挙期間の制限があるために、国民が候補者の訴える政策を理解するには時間的な余裕はなく政治に関心を寄せる大きな障害となっていると考えます。

また現行の公職選挙法では1954年の法改正により、第三者の合同演説会が禁止され、のち1983年には公営の立会演説会が廃止された為、選挙期間中に私たちは候補者が登壇して政策を国民に訴える公開討論会を開くことが不可能となっています。

従いまして、私たちの行う公開討論会は必然的に立候補者が公表される前の公示日前のみの開催となり、公開討論会の当日でさえも選挙運動の一環となる具体的な候補者の政策を訴える事も不可能となっています。

また、政府指導のもと早い段階から子供たちに主権者教育を施すようになったものの、公職選挙法第137条の2に規定されている通り、20歳未満の者は選挙運動ができません。満18歳で投票権は得られるものの、積極的に市民に向けて主権者教育を広めている数々の団体が存在するなか、本条項は主権者教育推進の障害になっていると考えます。ただし、選挙運動資格の年齢制限撤廃後は勉学を本業とする学生は学業に支障が出ないよう本人及び関係者の配慮の上で選挙運動参画を図らなければなりません。

4. 公職選挙法改正に伴い留意すべき点

私たちは現行の公職選挙法に改正された経緯および意義を踏まえ、公職選挙法の改正後もその意義が失われないように、公職選挙法改正を要望しなければならないと考えます。

選挙管理委員会が設営する立会演説会を義務付けることで選挙運動の自由を制約してしまい、候補者が最も効果を得られる場所や時間を選べない背景が公営の立会演説会廃止の最も大きな理由のひとつと言われています。

この点に関しては選挙運動期間の規定撤廃を含めた選挙運動期間の延長を実現することで相当に解消できると考えております。

また、公営の立会演説会廃止の背景には有権者に占める聴衆が低迷した事と有権者自身の関心がある候補者の演説終了とともに演説会から途中退場してしまう聴衆が多くいた事で立会演説会が形骸化してしまった事実があります。したがって、私たちは過去に学び、有権者にとって魅力ある立会演説会及び公開討論会の実施を要望しなければなりません。

ここで東京青年会議所が今までに実施してきた公開討論会における来場者アンケート結果を基に魅力ある公開討論会再開に向けた参考資料にして頂けたらと考えます。

- ・候補者とのクロストークを実施することで聴衆が候補者の人柄や政策を把握しやすくなる効果があったとのアンケート結果がある為、討論会中のクロストーク実施を推奨します。

- ・討論会開催告知や討論会中継などウェブ・SNSの活用も効果的であるアンケート結果があります。また、来場者型公開討論会と並行してウェブ動画配信による公開討論会を実施することで、多くの国民が公開討論会に参画することが可能となります。

- ・各政党の政策一覧表を公開討論会来場者向けに用意することで候補者を選ぶ役に立ったと多くのアンケート結果がある為、公開討論会ごとの政策一覧表を用意することを推奨します。

最後に公開討論会中の他者を貶める発言や進行の妨害行為に対しては、退場処分などの罰則を予め周知させる必要があると考えます。討論会で発言する各候補者への時間配分など来場する有権者が立候補者の政策を理解しやすい環境や構成が必要です。

5. 公職選挙法改正後の効果

- ・全立候補者に登壇いただき政策を国民に訴える公開討論会の開催で有権者である国民が選挙における争点を理解しやすくなります。立候補者間の討論を公開することで国民の政治に対する関心度は高まり、政策の比較も容易になります。

- ・公営公設および民間を含めた第三者による公開討論会の開催で選挙運動に必要な各候補者の出費を抑えることで候補者の選挙運動に運用できる自由な資金が生まれ、候補者の政策を国民に訴える機会は増し、有権者の候補者に対する判断がより明確になる効果的な選挙運動が可能となります。

- ・早い段階から主権者教育を受けた未成年の若者も立候補とともに選挙運動が可能となります。実際の政治参画を通して各人の主権者意識を更に高める事ができます。

以上